



今月のテーマ

熱海市の土石流災害の原因となった残土は
産業廃棄物ではないのか

1. はじめに

今年7月3日に熱海市伊豆山で大規模な土石流が発生し多くの死者・行方不明者を出す甚大な被害をもたらされた。

テレビ・新聞等の報道によればその原因は大量の残土又は盛土によるとの事。

2. 残土とは何か

都市の再開発に伴って発生する建設廃材は、様々な産業廃棄物が混入しており、その大部分は「残土」の扱いになる。

大規模工事においては、残土の受け入れ先を確保する事が大きな課題です。

3. 残土と土砂等の違いとは

残土と「土砂等」の判別基準は、

- ①有害物質を検出していないこと。
- ②いかなる産業廃棄物を含有しない事。
- ③一定含水率以下泥状を呈していない事

これら全てを満たすと「土砂等」と判定される。廃棄物から外すためのハードルは高い。

4. 通常の盛土は「土砂等」ではない

静岡県難波副知事の記者会見では初めから最後まで「盛土」としての説明であった。しかし盛土と「土砂等」は別物です。

廃棄物処理法の通知では、「土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの」は自然界に存在していた物質であるとして法成立時より廃棄物から除外している。

5. 熱海市の土石流となった盛土は？

熱海市が公式に発表している「盛土」とは明らかに建設工事から発生した「残土」です。当該残土には木材くず、廃プラ、金属くず等の産廃物が大量に見出されていた。

この盛土は産業廃棄物そのものです。

6. 県当局の行政としての対応の在り方

静岡県では盛土とはいえ、廃棄物混じりの土砂が持ち込まれたのなら、現場確認のうえ産業廃棄物として必要な撤去等行政指導などがなされるべき内容です。

周辺住民からの苦情、情報提供がもたらされた時点で即対応すべき事案だったのでは。行政の不作为行為となる事案。

7. 災害を受けた住民の告発

災害を受けた当事者なら即時に原因究明を県に要請するだろうし、苦情を受け現場確認後の対応や現状回復も情報公開し明らかにすべきことを問題提起したい。

難波副知事が説明する土木工学上の土石流発生メカニズムを聞いても被害者は納得できるものではないだろう。

8. 盛土、残土に関する対策は何か

現在は盛土による事故防止する法律は存在しない。千葉県では残土の盛土対策として、他県に先駆けて平成10年1月1日から「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」を施行している。参考になる条例です。

9. 千葉県残土条例の内容（一部抜粋）

- ①土砂等で埋め立て事業を行う者に特定事業許可申請書にて事前承認を義務付け
- ②特定事業の位置・面積の明示と地質分析
- ③持ち込む土砂等の量、持ち込む期間申請
- ④持ち込む場所の排水の水質検査実施
- ⑤土砂等の崩落、飛散、流出防止の措置
- ⑥地域住民への地元説明会の実施
- ⑦一時的堆積の場合は産廃課への申請無秩序な持ち込み埋立を禁止する仕組みである。

今回の災害の未然防止対策は存在する。事前対策に着手しなかった熱海市の行政責任は重いと言わざるを得ない。

